

議案第19号

新座市建築基準法等関係手数料条例の一部を改正する条例

新座市建築基準法等関係手数料条例（令和2年新座市条例第1号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。
- (3) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	160,000円
既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第6項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	27,000円
既存建築物の大規模修繕等に対する道路内における建築制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の12第7項の規定に基づく既存建築物の大規模修繕等の認定の申請に対する審査	27,000円

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定に基づき、建築基準法（昭和25年法律第201号）、マンションの建替え等の円滑化に関する法律（平成14年法律第78号）、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）に関する事務について徴収する手数料に関し必要な事項を定めるものとする。

別表第1（第2条関係）

建築基準法関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
[略]		
特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	建築基準法第87条の3第7項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	160,000円

料		
既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a～g [略]</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 a～g [略]</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア(ア)に掲げる場合を除く。） (ア)・(イ) [略]</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（ア(イ)に掲げる場合を除く。） (ア)・(イ) [略]</p>
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p>
建築基準関係規定適合の審査の申請を伴	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請	[略]

既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料	建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の16第2号の規定に基づく既存建築物の移転の認定の申請に対する審査	[略]
[略]		

別表第5（第2条関係）

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料

名称	手数料を徴収する事務	金額
建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項若しくは第2項又は第13条第2項若しくは第3項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定	<p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</p> <p>(ア) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合 a～g [略]</p> <p>(イ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合 a～g [略]</p> <p>イ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項又は第13条第2項の規定による場合（ア(ア)に掲げる場合を除く。） (ア)・(イ) [略]</p> <p>ウ 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項又は第13条第3項の規定による場合（ア(イ)に掲げる場合を除く。） (ア)・(イ) [略]</p>
建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査（次項に規定する審査を除く。）	<p>一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合 (ア)～(ウ) [略]</p> <p>イ～オ [略]</p>
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請（同	[略]

う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	(同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査(次項に規定する審査を除く。)</u>	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> (ア)～(ウ) [略] イ～オ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請(同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)</u> に対する審査	[略]
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	次に掲げる額を合算した額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> (ア)～(ウ) [略] イ～オ [略]
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微な変更該当証明書交付申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく軽微な変更該当していることを証する書面の交付の申請に対する審査</u>	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> (ア)～(キ) [略] イ・ウ [略]

う建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。)に対する審査	
建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査</u> （次項に規定する審査を除く。）	一の建築物ごとに次に掲げる額を合算した額。ただし、新たに追加される建築物については、建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料の項に規定する額とする。 ア 変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画が <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第1項各号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> (ア)～(ウ) [略] イ～オ [略]
建築基準関係規定適合の審査の申出を伴う建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請</u> （同条第2項において準用する同法第35条第2項の規定による申出を伴う申請に限る。）に対する審査	[略]
建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査</u>	次に掲げる額を合算した額 ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に掲げる基準に適合していることを示す書類又はこれに類する書類として市長が別に定めるものが提出された場合</u> (ア)～(ウ) [略] イ～オ [略]
建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明書交付申請手	<u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則</u> （平成28年国土交通省令第5号）第11条の規定に基づく軽微な変更 _{に該当していることを証する書面の交付の申請} に対する審査	ア <u>建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項に規定する他の建築物について、当該建築物が記載された同条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画が同法第35条第1項の認定又は同法第36条第1項の変更の認定を受けたことを示す書類が提出された場合</u> (ア)～(キ) [略] イ・ウ [略]

数料			
----	--	--	--

数料			
----	--	--	--

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月28日提出

新座市長 並 木 傑

提 案 理 由

建築基準法及び建築基準法施行令の一部改正に伴い、既存建築物の大規模修繕等に対する敷地と道路との関係の建築制限の緩和に係る認定申請手数料等を定めるとともに、所要の規定の整備を図りたいので、この案を提出するものである。